

教職員の懲戒処分及び公表の指針

島根県教育委員会

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分の基準及び懲戒処分を行った場合の公表の基準を明確にすることにより教育行政の透明性を高め、もって教職員の非違行為の防止・抑制を図ることを目的とする。

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

1. 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
2. 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
3. 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
4. 児童生徒、保護者、他の教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
5. 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、平素の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとする。

したがって、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得る。標準例に掲げる量定よりも重いものとする場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質（常習的に行う、隠蔽を行うなど）であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
 - ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が高いとき
 - ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
 - ④ 過去に類似行為を行ったことを理由として指導や懲戒処分を受けたことがあるとき
 - ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
- がある。また、標準例に掲げる量定よりも軽いものとする場合として、
- ① 教職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

第2 標準例及び公表基準

懲戒処分の基準（標準例）及び公表基準は、次のとおりである。

なお、この基準は令和7年2月1日以後に行われた懲戒処分の対象となるべき行為について適用する。

※ 教職員とは、市町村立小中学校の県費負担教職員及び県立学校の教育職員をいうものとする。

悪質な交通違反及び重大な交通事故に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

違反及び事故の態様		基準
飲酒運転を行った場合		
1	酒酔い運転をした教職員	免職
2	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職
3	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた教職員	免職又は停職
4	3で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職
5	酒気帯び運転をした教職員	免職又は停職
6	5で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職
飲酒運転を幫助した場合		
7	飲酒運転をするおそれがある者に対し、車両を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職又は停職
8	飲酒運転をするおそれがある者に対し、酒類を提供し、提供を受けた者が飲酒運転を行った場合	免職、停職 又は減給
9	車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、飲酒運転をしている車両に同乗した場合	免職、停職 又は減給
飲酒運転以外の場合		
10	飲酒運転以外で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	免職、停職、 減給又は戒告
11	飲酒運転以外で人に傷害を負わせた教職員	免職、停職、 減給又は戒告
12	10及び11で事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした教職員	免職又は停職
13	著しい速度違反(50km以上)、無免許運転等の悪質な交通違反をした教職員	免職、停職 又は減給
14	13で物の損壊に係る交通事故を起こした教職員	免職又は停職

児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
児童生徒性暴力等、児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント、児童生徒に対する有害な行為		
1	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った教職員	免職
2	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	停職、減給 又は戒告
3	所定の手続きを経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や電子メールによるやり取りを行った教職員	戒告
4	所定の手続きを経ず児童生徒を自家用車等に同乗させ、又は教育上真に必要でないにもかかわらず学校内外で児童生徒と1対1となる密室空間を作り出した教職員（緊急時等やむを得ない場合を除く。）	戒告
5	3又は4の行為を繰り返し行った教職員並びに3及び4の行為を合わせて行った教職員	停職又は減給
児童生徒等以外の者に対するわいせつ行為等		
6	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員	免職
7	上記の6を除くわいせつな行為をした教職員	免職、停職 又は減給
8	セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員	停職又は減給
9	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員	減給又は戒告

2. 児童生徒等の定義

「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項に規定する児童生徒等をいう。

3. わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの定義

①「わいせつ行為」とは、以下の行為であって、児童生徒性暴力等に該当しないものをいう。

- ・ 刑法（明治40年法律第45号）に規定する公然わいせつ、わいせつ物頒布等、不同意わいせつ、不同意性交等及び淫行勧誘

- ・ 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する売春及びその相手方となる行為
 - ・ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 67 号）に規定する性的姿態等撮影、性的影像記録提供等、性的影像記録保管、性的姿態等影像送信及び性的姿態等影像記録
 - ・ 島根県迷惑行為防止条例（平成 19 年条例第 4 号）に規定する卑わいな行為及び他の地方公共団体の条例に規定するこれらに類する行為
- ②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒等又は同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等であって、児童生徒性暴力等又はわいせつ行為に該当しないものをいう。

体罰等に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
1	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与える行為をした教職員	免職
2	体罰を加えたことにより、児童生徒に ① 治療期間が概ね30日以上 の負傷又は後遺症が残る負傷 を与える行為をした教職員	免職又は停職
	② 治療期間が概ね15日以上 30日未満の負傷を与える行為 をした教職員	停職又は減給
	③ 治療期間が概ね15日未満 の負傷を与える行為をした 教職員	減給又は戒告
3	教育上必要な範囲を逸脱し、児童生徒の人格や人権をおとしめる言動を繰り返し行うこと等により、児童生徒に著しい精神的苦痛を与え重大な事態に至らしめた教職員	免職、停職、 減給又は戒告

不適切な勤務に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
一般服務関係		
1	欠勤	
	① 正当な理由なく10日以内の間、勤務を欠いた教職員	減給又は戒告
	② 正当な理由なく11日以上20日以内の間、勤務を欠いた教職員	停職又は減給
	③ 正当な理由なく21日以上の間、勤務を欠いた教職員	免職又は停職
2	遅刻、早退 正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員は、当該遅刻又は早退により勤務を欠いた時間数を日数換算の上、1の欠勤の例による。	免職、停職、減給又は戒告
3	休暇の虚偽請求、勤務態度不良、虚偽報告、営利企業等従事	
	① 私傷病休暇、特別休暇、介護休暇等について虚偽の請求をした教職員	減給又は戒告
	② 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員	減給又は戒告
	③ 事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員	減給又は戒告
	④ 許可なく営利企業等に従事した教職員	減給又は戒告
4	職場内秩序びん乱	
	① 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員	停職又は減給
	② 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員	減給又は戒告
5	違法な職員団体活動	
	① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県（市町村）の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員	減給又は戒告
	② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員	免職又は停職
6	秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員	免職又は停職
7	政治的行為の制限違反 ① 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした教職員	減給又は戒告

	② 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした教職員	停職又は減給
	③ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした教職員	免職又は停職
8	公務員倫理違反	
	① 賄賂を收受した教職員	免職又は停職
	② 利害関係のある事業者等から供応接待を受けた教職員	停職、減給 又は戒告
	③ 利害関係のある事業者等と共に飲食し、遊戯をし、ゴルフをし、又は旅行をした教職員	戒告
9	内部通報	
	① 非違行為の事実を内部機関に通報した教職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした教職員	停職又は減給
	② 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した教職員	減給又は戒告
10	パワー・ハラスメント	
	① パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	免職、停職、 又は減給
	② パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員	停職又は減給
	③ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員	停職、減給 又は戒告
公金等取り扱い関係		
1	横領、窃取等 公金等の横領、窃取等の行為をした教職員	免職
2	紛失、盗難、出火等	
	① 公金等を紛失した教職員	減給又は戒告 給又は戒告
	② 重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員	減給又は戒告
	③ 過失により職場において出火等を引き起こした教職員	減給又は戒告
3	県（市町村）の財産の損壊 故意又は重大な過失により職場において県（市町村）の財産を損壊した教職員	減給又は戒告
4	公金等の不適正処理 公金等の不適正な処理をした教職員	減給又は戒告

2. パワー・ハラスメントの定義

「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

私的な非行に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

行 為 等 の 態 様		基 準
1	放火、殺人、強盗、麻薬・覚醒剤等の所持又は使用	
	① 放火又は殺人を犯した教職員	免職
	② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員	免職
	③ 麻薬・覚醒剤等を所持し、又は使用した教職員	免職
2	横領、窃盗、詐欺、恐喝	
	① 自己の占有する他人の財物を横領した教職員	免職又は停職
	② 他人の財物を窃取した教職員	免職又は停職
	③ 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員	免職
3	暴行、傷害、器物損壊	
	① 暴行を加え、又はけんかをしたことにより人に傷害を負わせた教職員	免職、停職 又は減給
	② 暴行を加え、又はけんかをし、人に傷害を負わせるに至らなかった教職員	減給又は戒告
	③ 故意に他人の器物を損壊した教職員	減給又は戒告
4	賭博	
	① 常習として賭博をした教職員	停職
	② 賭博をした教職員	減給又は戒告
5	酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員	減給又は戒告
6	条例違反 島根県青少年の健全な育成に関する条例、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例などの条例に違反した教職員	免職、停職、 減給又は戒告

監督責任に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

（1）指導監督不適正

部下教職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適正を欠いていた教職員は、減給又は戒告とする。

（2）非行の隠ぺい・黙認

部下教職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員は、停職又は減給とする。

教職員の懲戒処分の公表基準について

1 公表の内容

(1) 公表する内容は、原則として次のとおりとする。

処分量定	公表する内容
免職、停職(飲酒運転を行った場合に限る)	全てを公表(学校名、氏名、職名、年齢、性別、処分理由等)
停職(飲酒運転を行った場合を除く)、減給、戒告	校種、地域、職名、年齢、性別、処分量定及び理由

(2) 公表の例外

- ① 教職員の懲戒処分に関し、次に掲げる事情があるときは、被害者その他関係者の人権に配慮して、その処分内容の全部又は一部を公表しないことができる。
 - ・ 被害者その他関係者が公表しないことを求めているとき
 - ・ 被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護する必要があるとき
- ② 氏名等の一部を公表しない停職等の懲戒処分に該当する処分であっても、重大な法令違反を犯したことにより当該懲戒処分を受けた教職員の氏名等については、原則として公表するものとする。ただし、上記の①に掲げる事情があるときは、この限りでない。

(3) その他

管理監督の地位にある教職員の監督責任に係る処分の公表内容については、当該監督責任に係る処分量定にかかわらず、当該監督責任を引き起こした原因となる違法行為等により懲戒処分を受けた教職員の上記の1の(1)の表に掲げる処分量定を基準とし、原則としてその処分量定ごとに区分された公表する内容と同様(上記の1の(2)を含む。)のものとする。